2　検査の結果

(6) 不当事項に係る是正措置の検査の結果

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

是正措置が未済となっている件数及び金額　３３６件　８，４８８，１８０，７７９円

1　不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第29条第3号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体（以下「省庁等」という。）は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

①　補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させ、又は徴収するなどすることによる是正措置（以下「金銭を返還させる是正措置」という。）

②　租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付するなどすることによる是正措置（以下「金銭を還付する是正措置」という。）

③　構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置（以下「手直し工事等による是正措置」という。）

④　会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置（以下「再発防止策による是正措置」という。）

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から令和6年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する40省庁等における8年6月末現在の是正措置の状況を対象として、24省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの16省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（検査の結果）

昭和21年度から令和6年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが31省庁等における336件8,488,180,779円(注1)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが29省庁等における326件8,140,236,374円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省庁等(注2)における10件347,944,405円ある。これを、令和6年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、5年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

（注1）　336件8,488,180,779円　　1件について複数の方法による是正措置が必要なものがある場合は、それぞれの是正措置の件数に計上しているため、これらの件数を合計しても是正措置が必要なものの総件数と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表（それぞれの注を含む。）において同じ。

（注2）　4省庁等　　内閣府（内閣府本府）、農林水産省、国土交通省、独立行政法人情報処理推進機構

(1) 令和6年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、令和6年度決算検査報告に掲記した不当事項271件（指摘金額の合計

8,671,553,339円）のうち、223件7,387,383,078円[注3]については8年6月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの48件1,284,170,261円については8年6月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが43件1,181,076,565円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省庁[注4]における5件103,093,696円ある。

（注3）　223件7,387,383,078円　　金銭を返還させる是正措置が完了したものが201件6,369,117,887円あり、このうち、不納欠損として整理したものが115円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件18,110,510円、手直し工事等による是正措置が完了したものが18件558,580,112円、再発防止策による是正措置が講じられたものが21件446,139,569円ある。また、一つの事態について複数の是正措置が講じられているものがあるため、それぞれの是正措置の金額を合計しても7,387,383,078円とは一致しない。

（注4）　2省庁　　内閣府（内閣府本府）、国土交通省

表1　令和6年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

（単位：件、円）

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの（租税、保険料等）	
							不正行為		左以外のもの（補助金、保険給付金等）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府（内閣府本府）	8	42,973,978	8	42,973,978	－	－	－	－	－	－	－	－
内閣府（消費者庁）	1	13,587,239	1	13,587,239	－	－	－	－	－	－	－	－
内閣府（こども家庭庁）	11	70,245,481	11	70,245,481	－	－	－	－	－	－	－	－
総務省	35	505,595,252	33	455,154,252	2	50,441,000	－	－	2	50,441,000	－	－
外務省	1	3,380,334	－	－	1	3,380,334	1	3,380,334	－	－	－	－
財務省	1	379,723,152	1	379,723,152	－	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省	19	137,948,971	19	137,948,971	－	－	－	－	－	－	－	－
厚生労働省	83	3,486,143,308	58	2,547,653,501	25	938,489,807	－	－	23	912,083,252	2	26,406,555
農林水産省	11	179,023,690	9	172,814,176	2	6,209,514	－	－	2	6,209,514	－	－
経済産業省	11	1,685,254,474	11	1,685,254,474	－	－	－	－	－	－	－	－
国土交通省	15	399,110,724	15	399,110,724	－	－	－	－	－	－	－	－
環境省	4	117,414,474	4	117,414,474	－	－	－	－	－	－	－	－
防衛省	14	75,457,710	11	55,215,951	3	20,241,759	1	20,195,500	2	46,259	－	－
省庁計	214	7,095,858,787	181	6,077,096,373	33	1,018,762,414	2	23,575,834	29	968,780,025	2	26,406,555
日本私立学校振興・共済事業団	2	14,083,000	2	14,083,000	－	－	－	－	－	－	－	－
国立研究開発法人物質・材料研究機構	1	27,248,500	1	27,248,500	－	－	－	－	－	－	－	－
独立行政法人海技教育機構	1	31,506,264	0	75,000	1	31,431,264	1	31,431,264	－	－	－	－
独立行政法人国立病院機構	1	6,610,207	1	6,610,207	－	－	－	－	－	－	－	－
独立行政法人中小企業基盤整備機構	25	374,887,694	16	244,004,807	9	130,882,887	－	－	9	130,882,887	－	－
団体計	30	454,335,665	20	292,021,514	10	162,314,151	1	31,431,264	9	130,882,887	－	－
合計	244	7,550,194,452	201	6,369,117,887	43	1,181,076,565	3	55,007,098	38	1,099,662,912	2	26,406,555

（注）　令和８年６月30日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 令和5年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア　是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から令和5年度までの検査報告に掲記した不当事項において、7年6月末現在で是正措置が未済となっていた316件8,981,320,132円のうち、28件1,777,309,614円[注5]

については8年6月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの288件7,204,010,518円については8年6月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが283件6,959,159,809円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省庁(注6)等における5件244,850,709円ある。

（注5）　28件1,777,309,614円　　金銭を返還させる是正措置が完了したものが24件612,788,114円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが7件286,933,675円ある。このほか、手直し工事等による是正措置が完了したものが4件131,043,715円、再発防止策による是正措置が講じられたものが2件1,033,477,785円ある。

（注6）　3省庁等　　農林水産省、国土交通省、独立行政法人情報処理推進機構

表2　令和5年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

（単位：件、円）

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの（租税、保険料等）	
							不正行為		左以外のもの（補助金、保険給付金等）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府（警察庁）	1	2,214,000	－	－	1	2,214,000	1	2,214,000	－	－	－	－
内閣府（こども家庭庁）	3	16,579,853	1	16,372,886	2	206,967	－	－	2	206,967	－	－
総務省	1	852,480	0	19,200	1	833,280	－	－	1	833,280	－	－
法務省	7	750,704,862	－	－	7	750,704,862	6	750,623,112	－	－	1	81,750
外務省	2	24,936,717	－	－	2	24,936,717	2	24,936,717	－	－	－	－
財務省	6	290,636,343	1	2,258,507	5	288,377,836	3	284,792,980	－	－	2	3,584,856
厚生労働省	118	1,464,934,795	15	349,270,147	103	1,115,664,648	7	117,205,126	90	909,955,332	6	88,504,190
農林水産省	16	47,539,536	0	4,320,000	16	43,219,536	－	－	15	39,308,498	1	3,911,038
経済産業省	6	74,039,830	0	138,000	6	73,901,830	1	11,799,284	4	60,645,755	1	1,456,791
国土交通省	8	100,342,638	1	6,005,352	7	94,337,286	6	90,424,976	1	3,912,310	－	－
環境省	2	136,431,350	－	－	2	136,431,350	－	－	1	110,692,000	1	25,739,350
防衛省	6	64,491,515	0	818,819	6	63,672,696	6	63,672,696	－	－	－	－
省庁計	176	2,973,703,919	18	379,202,911	158	2,594,501,008	32	1,345,668,891	114	1,125,554,142	12	123,277,975
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	6,938,196	1	6,938,196	－	－	－	－	－	－	－	－
全国健康保険協会	3	3,017,113	0	341,819	3	2,675,294	－	－	3	2,675,294	－	－
国立健康危機管理研究機構	1	16,123,398	0	567,718	1	15,555,680	－	－	1	15,555,680	－	－
独立行政法人国際交流基金	1	3,484,638	0	4,126	1	3,480,512	－	－	1	3,480,512	－	－
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	315,000	－	－	1	315,000	－	－	1	315,000	－	－
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	－	－	1	4,798,754	1	4,798,754	－	－	－	－
独立行政法人国立病院機構	1	22,770,111	－	－	1	22,770,111	－	－	－	－	1	22,770,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	12	57,122,665	－	－	12	57,122,665	－	－	12	57,122,665	－	－
国立大学法人筑波大学	1	10,036,079	0	120,000	1	9,916,079	1	9,916,079	－	－	－	－
国立大学法人京都大学	2	96,176,444	0	11,767,941	2	84,408,503	1	11,353,650	1	73,054,853	－	－
国立大学法人奈良国立大学機構	1	7,425,000	0	204,000	1	7,221,000	1	7,221,000	－	－	－	－
国立大学法人山口大学	1	120,030,454	1	120,030,454	－	－	－	－	－	－	－	－
日本放送協会	1	4,017,571	0	886,000	1	3,131,571	1	3,131,571	－	－	－	－
ＮＴＴ東日本株式会社	1	34,488,995	0	60,000	1	34,428,995	1	34,428,995	－	－	－	－
日本郵便株式会社	2	703,168,150	0	480,000	2	702,688,150	2	702,688,150	－	－	－	－
株式会社ゆうちょ銀行	74	2,822,727,436	4	87,145,949	70	2,735,581,487	70	2,735,581,487	－	－	－	－
株式会社かんぽ生命保険	36	684,592,100	0	5,039,000	36	679,553,100	36	679,553,100	－	－	－	－
独立行政法人農業者年金基金	1	1,011,900	－	－	1	1,011,900	－	－	1	1,011,900	－	－
団体計	131	4,598,244,004	6	233,585,203	125	4,364,658,801	104	4,188,672,786	20	153,215,904	1	22,770,111
合計	307	7,571,947,923	24	612,788,114	283	6,959,159,809	136	5,534,341,677	134	1,278,770,046	13	146,048,086

注(1)　令和7年7月1日から8年6月30日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、8年6月30日現在の名称としている。

注(2)　日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計と一致しないものがある。

注(3)　是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際交流基金、ＮＴＴ東日本株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ　金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から令和5年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是

正措置を必要とするもので8年6月末現在で是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、283件6,959,159,809円ある。これらに対する直近1年間（7年7月1日から8年6月30日まで）の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。(注7)

（注7） 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は283件と一致しない。

(ｱ) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの　省庁　106件　1,242,677,887円
団体　74件　2,966,914,956円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額(注8)は、省庁36,966,578円、団体28,113,067円となっている。

（注8） 直近1年間の返還額　元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(ｲ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの
省庁　57件　1,318,266,035円
団体　61件　1,388,907,573円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における44件1,300,917,916円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ｳ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの
省庁　6件　33,557,086円
団体　1件　8,836,272円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3　本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でないこと、債務者等が行方不明であることなどのため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。